

田原会計 NEWS

2020 年 8 月 25 日(火)

〒400-0032

山梨県甲府市中央 5-5-19

田原会計事務所

TEL 055-225-3622 FAX 055-227-7714

Email tahara0423@tkcnf.or.jp

年金機能強化法の改正 短時間労働者や個人事務所は 適用拡大されます

年金機能強化法の改正

年金機能強化法（年金制度の機能強化のための国民年金法等を一部改正する法律）が令和 2 年 5 月 29 日に成立し、6 月 5 日に公布されました。

今回成立した年金機能強化法の概要は、大きく分けて、以下の 5 項目です。

- ①被用者保険の適用拡大
- ②在職中の年金受給の見直し
- ③受給開始時期の選択肢の拡大
- ④確定拠出年金の加入要件の見直し
- ⑤その他（年金手帳の廃止など）

短時間労働者の適用拡大

改正前のパートタイマー等の短時間労働者の被用者保険（厚生年金、健康保険）の適用要件は、以下の 5 つを満たすことでした。

- ・週の所定労働時間 20 時間以上
- ・雇用期間が 1 年以上見込まれる
- ・賃金月額 88,000 円以上
- ・学生でない
- ・常時 501 人以上の企業（500 人以下は労使合意で加入可能）

今回の改正では、企業規模要件が段階的に引き下げられます。令和 4 年 10 月に 100

人超、令和 6 年 10 月に 50 人超となります。

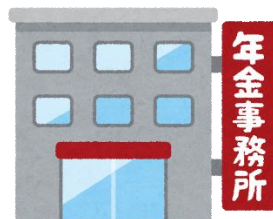
また、勤務期間の要件も 1 年から 2 か月超に短縮されました。パートタイマーが多い企業では、保険料負担や手続業務の増加など影響が大きくなりそうです。

法律・会計など士業の個人事務所も適用

さらに今回の改正では、従業員数に関係なく非適用業種とされていた以下の法律・会計等を扱う士業の個人事務所も、常時 5 人以上の従業員を使用する場合、適用対象となります（令和 4 年 10 月 1 日より）。

- ・弁護士
- ・行政書士
- ・公認会計士
- ・社会保険労務士
- ・公証人
- ・司法書士
- ・土地家屋調査士
- ・税理士
- ・弁理士
- ・海事代理士

社会保険労務士以外で、常時 5 以上の従業員を雇用する上記に該当する個人の事務所は、新規適用の手続などを社会保険労務士に相談されることをオススメします。



新規適用は
手続きが必
要です。